インフルエンザウイルス感染症　出席停止期間について

1.　出席停止期間

新型コロナウイルス感染症にかかった場合、学校保健安全法第19条に基づき、出席停止の扱いとなります。

「発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで。」
「発症」とは、病院を受診した日ではなく、インフルエンザ様症状（発熱など）が始まった日です。医師に経過をお話し、発症日をご確認ください。
「発症した後5日」、「解熱した後2日」の両方をクリアしていることが必須となります。
※発症日や解熱日を0日目として数えます。
※解熱：薬を飲まなくても平熱である状態。

インフルエンザウイルス感染症　出席停止早見表

（　／　）に日付を入れて算出		発症 0日目（　/　）	発症 1日目（　/　）	発症 2日目（　/　）	発症 3日目（　/　）	発症 4日目（　/　）	発症 5日目（　/　）	発症 6日目（　/　）	発症 7日目（　/　）	発症 8日目（　/　）
例1	発症0日～3日目までに熱が下がった場合	発熱／解熱	解熱後1日	解熱後2日	発症後3日	発症後4日	発症後5日	登校可能		
		出席停止								
例2	発症後4日目に熱が下がった場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日	解熱後2日	登校可能	
		出席停止								
例3	発症後5日目に熱が下がった場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日	解熱後2日	登校可能
		出席停止								

＊これ以降は解熱した日によって出席停止期間が延長されます。

2.　感染症罹患届の提出について

「感染症罹患届」につきましては、学校ホームページ右上の証明書申請からダウンロードできます。学校にも用意しています。
「感染症罹患届」は、保護者の方に記載していただき、登校可能日に学校へ提出してください。